

富津産業廃棄物最終処分場 放流水水質検査結果（令和 6年 6月分・令和 6年 7月分）
採取場所：水質監視槽出口

検査項目、分析項目				単 位	検査結果		排水基準※1
					6月分	7月分	
					06.06.06	06.07.02	
採 取 年 月 日				(令和. 年. 月)	06.06.06	06.07.02	排水基準※1
検 査 結 果 確 定 日				(令和. 年. 月)	06.07.02	06.07.29	
水 質 検 査 結 果	有 害 物 質	1	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	< 0.001	< 0.001	0.01以下
		2	シアン化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
		3	有機燐化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
		4	鉛及びその化合物	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		5	六価クロム化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下
		6	砒素及びその化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下
		7	総水銀 ※2	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	0.0005以下
		8	アルキル水銀	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	検出されないこと
		9	PCB	(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
		10	トリクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
	有 害 物 質	11	テトラクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		12	ジクロロメタン	(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下
		13	四塩化炭素	(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下
		14	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	< 0.004	< 0.004	0.04以下
		15	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	1以下
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.04	< 0.04	0.4以下
		17	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.3	< 0.3	3以下
		18	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.006	< 0.006	0.06以下
		19	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下
		20	チウラム	(mg/L)	< 0.006	< 0.006	0.06以下
	有 害 物 質	21	シマジン	(mg/L)	< 0.003	< 0.003	0.03以下
		22	チオベンカルブ	(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下
		23	ベンゼン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		24	セレン及びその化合物	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		25	ほう素及びその化合物	(mg/L)	3.1	2.9	230以下
		26	ふっ素及びその化合物	(mg/L)	2.4	2.3	15以下
		27	アンモニア等化合物 ※3	(mg/L)	4.4	3.9	100以下
		28	1,4-ジオキサン	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
		一	ダイオキシン類 ※4	(pg-TEQ/L)	0.011		10以下 ※5
	有 害 物 質	1	水素イオン濃度指数	(ー)	7.7	7.5	5.0～9.0
		2	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	< 1	< 1	10以下 ※6
		3	化学的酸素要求量	(mg/L)	5.5	5.3	10以下
		4	浮遊物質量	(mg/L)	< 2	< 2	20以下
		5	鉱油類含有量	(mg/L)	< 2	< 2	2以下
		6	動植物油脂類含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
		7	フェノール類含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		8	銅含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		9	亜鉛含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		10	溶解性鉄含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		11	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		12	クロム含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
		13	大腸菌群数	(個/cm ³)	< 300	< 300	3000以下
		14	窒素含有量	(mg/L)	5.2	5.3	60以下
		15	燐含有量	(mg/L)	0.04	0.04	8以下

※1 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」における放流水の排水基準です。
※2 「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」の略です。
※3 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の略です。
※4 検査試料採取日「令和 6年 1月12日」、検査結果確定日「令和 6年 2月20日」のものです。
※5 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平12 総・厚3)「維持管理の基準」に定める排水基準値です。

※6 当処分場は、海域放流のためBODの基準について適用外です。